

県議会のしくみ

県議会では、県民のみなさんから選挙で選ばれた議員が明日の茨城県の発展と県民の豊かな暮らしに向けて、どのようなことをしていけば良いのかを話し合っています。ここでは、県議会の役割と審議(話し合い)の流れについて概要をご紹介します。

県議会の役割は？

県民の代表者による話し合いの場

私たちの住む茨城県を、より良い郷土にしていくためには、みんなで話し合い、決めたことを実行していかなければなりません。しかし、県民全員が集まって相談することは、実際には困難です。

そこで、選挙によって代表者を選び、県民のために働いてもらう、という議会政治の方法がとられ、県議会が設けられています。

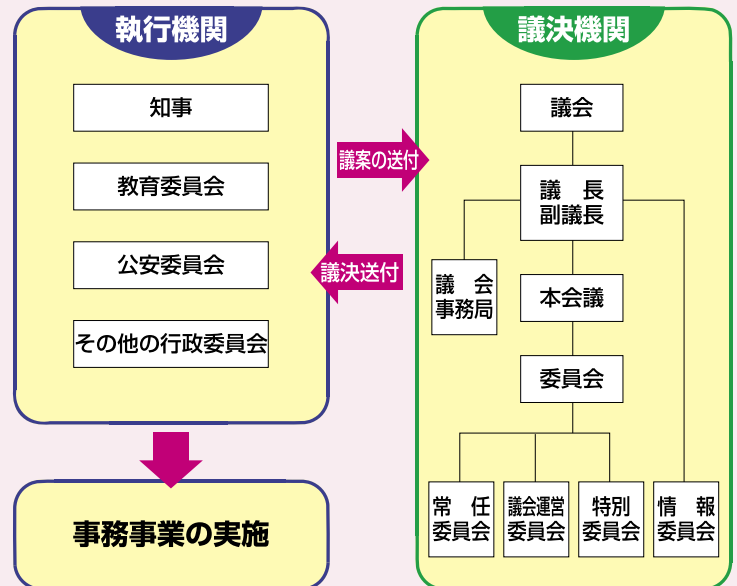
県議会は、県民から選ばれた議員が、県民全体の暮らしを豊かにする方法を話し合っています。このような相談・決定の場を、「議決機関」と言います。

知事などの仕事を検査・調査

県議会で決められたことは、知事部局・教育委員会・公安委員会などにおいて、実行に移されます。決められたことに基づき、実際に仕事をするこれらのところを、「執行機関」といいます。

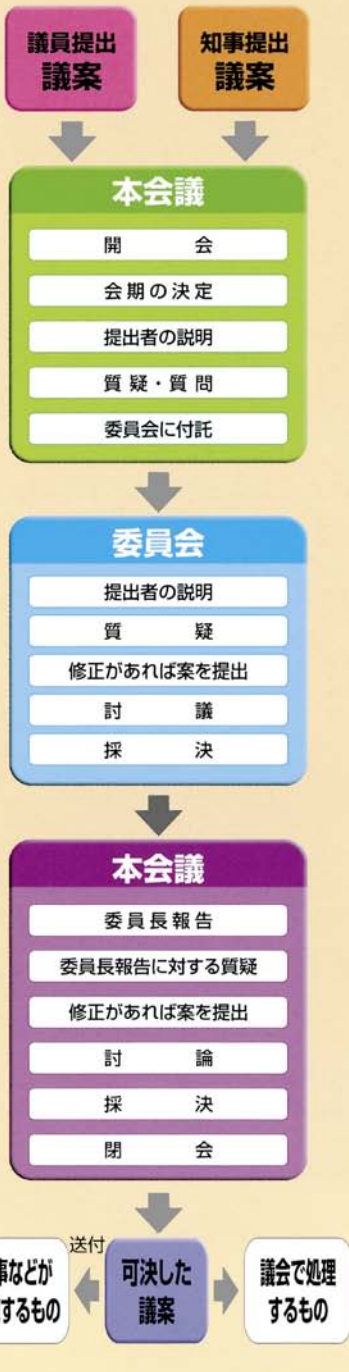
県議会は、執行機関の仕事が適正なものか、決められたとおりに進められているかどうかについて、検査・調査する権限を持ち、事務事業の内容について確認しています。県議会(議決機関)と執行機関は、それぞれ独立した機関として対等の立場にあり、互いに協力して県政を運営しています。

2本の柱(議決機関と執行機関)



県議会ではどうやって物事が決められているの？

審議の順序



本会議、委員会、そして再度本会議へ

議員または知事から提出された議案は本会議にかけられます。この本会議は全議員で行われます。ここで議案その他必要なことがらすべてについて審議しますが、議案は複雑なもの、専門的なものなどが多く、簡単には決められません。

そこで、より詳しく審査するために専門の委員会が設けられています。この委員会で審査された後、さらに本会議で再度審議して採決されます。

質問・質疑について

本会議では、質問・質疑が一括して行われますが、議員個人の立場で行うのを「一般質問」、会派を代表して行うのを「代表質問」といいます。

可決した議案は

県議会で議決した予算、条例をはじめとする会議の結果は、知事に送付されます。知事などの執行機関は、県議会で決定したことに基づいて、実際の仕事を進めていきます。

また、県議会では、県だけでは解決できない問題については、国をはじめとする行政機関に意見書を提出して協力を求めたり、県議会の意思を明確にするための決議を行ったりしています。

本会議の議席図(平成20年4月1日現在)

本会議の時に座る議員の席(議席)はこのような配置となっています。

